会津若松市犯罪被害者等支援条例（案）
へのご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

犯罪被害者やその家族・遺族は、事件による心身の被害だけでなく、精神的ショックや経済的困難、捜査や裁判への対応、周囲の噂や報道による精神的影響など、さまざまな困難に直面するため、平穏な生活を取り戻すための適切な支援が求められています。

本市においても、犯罪被害者等支援の基本的な事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再建を図るとともに、地域社会で犯罪被害者等を支えることで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものです。

今回、その条例の案がまとまりましたので、その内容についての意見を募集します。意見がある方は下記により提出してください。

■意見募集期間

令和８年11月24日（火）から令和８年12月23日（水）（最終日午後５時必着）

■意見を提出できる方

①市の区域内に住所を有する方

②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

③市の区域内に通勤、通学する方

■意見の提出先

1　直接提出する場合	会津若松市役所　市民協働プラザ　1階 市民協働課
2　郵送で提出する場合	〒９６５－８６０１ ※住所不要 会津若松市 市民協働課　宛
3　ファックスで提出する場合	０２４２－３９－１４２０
4　電子メールで提出する場合	kyodo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■意見の提出方法

所定の意見書様式又は任意の様式に氏名、住所、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、会津若松市役所　市民協働プラザ　1階　市民協働課まで直接持参するか、電子メール、ファックス、郵送によりご提出ください。

※　住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記「意見を提出できる方」の②又は③のうち、該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※　意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※　匿名や電話によるご意見は受付できませんので、ご注意ください。

※　提出いただいた書面はお返ししませんので、ご了承願います。

※　お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

※　個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はしませんので、ご了承願います。

■閲覧場所

本計画の案は、市民協働課、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市政情報コーナー、市のホームページで見ることができます。

各施設での閲覧可能時間は以下のとおりです。

市民協働課、 北会津・河東支所、各市民センター、市政情報コーナー	月曜日から金曜日　午前8時30分から午後5時 ※祝日を除く
生涯学習総合センター	毎日　午前9時から午後5時 ※休館日を除く

※　市民協働課以外の施設には本条例案に関する担当者がおりませんので、計画の詳しいお問い合わせは下記までお願いします。

□お問い合わせ先

会津若松市 市民協働課　（電話０２４２-３９-１２２１）

□市ホームページアドレス

（【パブリックコメント】会津若松市犯罪被害者等支援条例（素案）への意見を募集します）

https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023101200016//